

【本日の目次】

1. 市況情報

- ◆ 本日の株価指標等
- ◆ 第一部前・後場概況

2. マーケットニュース

3. セミナー情報

4. コラム

- ◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。  
=====

◆ 証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No.159

最近の取引調査に基づく勧告について

証券取引等監視委員会は、取引調査の結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・ H28. 5. 24 フリービットとの契約締結者及び同人からの情報受領者による内部者取引

( [http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2016/2016/20160524-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160524-1.htm) )

【事案の概要】

本件は、フリービット（株）（以下「FB社」といいます。）との間で契約締結の交渉を行っていた会社役員が、当該契約の締結交渉に関して知ったFB社の未公表の重要事実（業務上の提携）の公表前に、FB社の株式を買い付けていたという事案でした。

この会社役員は、マーケットコンサルティング会社を経営しており、従来か

ら、FB社に対しマーケティングに関する助言等の業務を提供していました。当該役員の能力を高く評価したFB社は、他社との資本業務提携に関しても同人の助言等を求めることとし、両者の間でこの助言業務に必要な契約の締結交渉を行う過程で、当該役員は本件重要事実を知ることとなったものですが、当該役員は、この契約の締結に先立って、FB社との間で秘密保持契約を締結していたにもかかわらず、今回の違反行為を行っていたものです。

また、この会社役員は、その親族（親子関係）に対して本件重要事実を伝達しており、伝達を受けた親族が、当該重要事実の公表前にFB社株式を買い付けていることが確認されています。当然のことながら、当該役員はFB社の会社関係者に該当することから、当該役員から本件重要事実の伝達を受けた親族は第一次情報受領者に該当することとなり、この親族についても、役員同様に、課徴金納付命令勧告の対象となります。

なお、FB社においては、インサイダー取引を防止するために必要となる内部管理態勢が整備されており、当該役員との間でも、上記のとおり、秘密保持契約を締結していたことが確認されています。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>